

新型コロナウイルス感染症対策 「緊急政策パッケージ」(第1弾)

市では、国・県の緊急対策を踏まえ、「子どもと生活の支援」、「地域経済の支援」、「感染拡大の防止と医療体制の充実」を3本の柱に、新型コロナウイルス感染症の総合対策を「緊急政策パッケージ」として取りまとめ進めています。

今回は、第1弾(総額約51億8,000万円)の内容と主な支援の手続きをご案内します。

※申請書の作成や添付書類に関するお問い合わせは、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける観点から、まずは電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

項目	金額
I 子どもと生活の支援	51億1,581万円
特別定額給付金の支給	50,900万円
子育て世帯への臨時特別給付金の支給	7,761万円
住居確保給付金の支給対象の拡大	100万円
通信教育による家庭学習の支援	950万円
オンライン学習のための授業料補助への給付金の支給	1,870万円
II 地域経済の支援	2,550万円
小規模事業者経営改善資金の低利融資枠の拡充	300万円
経営改善資金(低利融資)の創設	450万円
飲食店を応援する「亀山エール飯チャレンジ事業」の創設	2,887万円
III 感染拡大の防止と医療体制の充実	3,667万円
市立医療センターにおける医療資材と病床の確保	750万円

緊急政策パッケージ(第1弾)3つの柱

I 子どもと生活の支援

51億1,581万円

特別定額給付金の支給、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、住居確保給付金の支給対象の拡大、通信教育による家庭学習の支援、オンライン学習のための就学援助家庭等への給付金の支給

II 地域経済の支援

2,550万円

小規模事業者経営改善資金の実質無利子化の実現、経営向上サポート事業補助金の創設、飲食店を応援する「亀山エール飯チャレンジ事業」の創設

III 感染拡大の防止と医療体制の充実

3,667万円

小・中学校、幼稚園、保育園等における衛生資材の確保等、市立医療センターにおける医療資材と病床の確保

市民の皆さんへの主な支援の手続き

特別定額給付金の支給

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト・チーム(☎84-3336)

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市民1人あたり10万円を支給します。(5月18日から各世帯へご案内しています。郵送またはオンラインで申請してください。)

申請期限 8月19日(水)

※郵送は当日消印有効、オンラインは当日中

支給時期・方法 申請受付後、おおむね7日~10日程度で申請者本人名義の銀行口座へ振り込み

※申請内容に不備があった場合は、給付が遅れることがあります。

◎郵送で申請する場合、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の返信用封筒による返送にご協力ください。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

問合せ先

市民課医療年金グループ(☎84-5005)

児童手当受給世帯(0歳~中学生のいる世帯)に、対象児童1人あたり1万円を上乗せして支給します。(対象者には5月末に案内を送付しており、申請は原則として不要です。公務員の人は、所属庁の証明を受け、市民課医療年金グループへ申請してください。)

支給時期・方法

令和2年6月中に児童手当振込口座へ振り込み予定(公務員の人は医療年金グループへ申請書提出後、随時支給)



住居確保給付金の支給対象の拡大

問合先 地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)
社会福祉法人亀山市社会福祉協議会(あいあい ☎82-7985)

離職等や個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し住宅を失っている人、または住居を失うおそれのある人に給付金を支給します。
※世帯収入の合計額や同居親族の預貯金額等に関する要件あり。

支給額(月額) 次の額を上限として、収入に応じて調整された額
 ◎単身世帯…33,400円 ◎2人世帯…40,000円
 ◎3~5人世帯…43,400円 ◎6人世帯…47,000円
 ◎7人以上世帯…52,100円
支給期間 3カ月間(一定の条件により、2回の延長が可能)
支給方法 大家などへの代理納付

◎人によって申請に必要な書類や手続きが異なりますので、事前に亀山市社会福祉協議会へお問い合わせください。

オンライン学習支援特別給付金の支給

問合先 教育委員会学校教育課教育研究グループ(☎84-5077)

就学援助家庭等が小・中学校の休業期間中にオンライン学習を行えるよう、インターネット環境整備のための給付金を支給します。(対象者には、5月中旬に申請書を送付しています。)

支給額 端末購入費:50,000円 通信費:20,000円 ※各1回限り
申請方法 市から郵送された申請書を、通学している学校または学校教育課教育研究グループ(市役所西庁舎2階)に直接提出してください。
申請期限 6月30日(火)
支給方法 申請受付後、速やかに指定口座に振り込み

事業者の皆さんへの主な支援の手続き

次の支援の申請・応募書類は、産業振興課商工業・地域交通グループ(市役所2階)にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

送付先 商工業・地域交通グループ(〒519-0195 本丸町577)

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の利子補給

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

マル経融資の利子補給の対象を、新型コロナウイルス対策による貸付の拡充部分を含め、設備資金に加え運転資金まで拡大するとともに、5年間に限り融資の利子の全部を補助し、実質無利子化を図ります。

対象資金 マル経融資の設備資金・運転資金、生活衛生改善貸付の設備資金・運転資金
利子補給率 年1.21%(年1.21%未満の場合は当該融資利息)
 ▷現行制度(通常部分)→実質事業者負担なし
 ▷新型コロナウイルス対策(拡充部分)→実質事業者負担なし
 ※当初3年間は国の利子補給制度を優先
対象期間 最初に当該利子を支払った日の属する月から起算して60月を限度

経営向上サポート事業補助金の創設

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が今回の難局を乗り越えるため、販路開拓や生産性向上などを目指して策定した計画に取り組む事業者を支援します。

対象 次の全てを満たす市内の中小企業・小規模企業
 ①三重県版経営向上計画のステップ2または3の認定を受けていること
 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上が前年同月比で15%減少、かつその後2カ月間を含む3カ月間の売上が前年同期比で15%減少が見込まれること
対象経費 計画の実施に必要な経費(令和2年4月1日以降)(広報費、開発費、機械装置等購入費(ほか))
補助額 補助対象経費の3/4(上限30万円)
申請期間 令和2年6月1日(月)~令和3年2月26日(金)

亀山エール飯チャレンジ事業の実施

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

外出自粛の影響で大きな打撃を受けている市内の飲食店の経営持続や、消費者の購買意欲の向上による消費喚起につなげるため、関係団体と連携し、お得なテイクアウト商品の開発・販売を支援します。

対象 市内飲食店
 ※テイクアウトを主とする飲食店は対象外です。
募集期限 7月15日(水)
支援金 25万円
要件 500円、1,000円のテイクアウト商品を3カ月以上販売すること



感染拡大防止のために 引き続き一人ひとりの理解と行動を

5月14日、政府は三重県を含む39県に出していた緊急事態宣言を解除し、県も緊急事態措置を解除しました。その後、21日・25日に、残る8都道府県に出されていた緊急事態宣言も解除されました。一方で、今後、感染第2波が懸念されます。引き続き、3つの密を回避する、人との距離を保つなど、一人ひとりの理解と行動をお願いします。今後の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」を生活の中に取り入れてください。

「新しい生活様式」の実践例

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)空ける
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う・できるだけすぐに着替える・シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめにし、出張はやむを得ない場合のみにする
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモに残しておく
- 地域の感染状況に注意する

日常生活での生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3つの密」の回避
(密集・密接・密閉)
- 毎朝の体温測定・健康チェック
(発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養)

買い物	<ul style="list-style-type: none"> ●通販も利用 ●1人または少人数で空いた時間に ●電子決済の利用 ●計画を立てて素早く済ませ ●サンプルなど展示品への接触は控えめに ●レジに並ぶときは、前後にスペース
娯楽 スポーツ等	<ul style="list-style-type: none"> ●公園は空いた時間・場所を選ぶ ●筋トレやヨガは自宅で動画を活用 ●ジョギングは少人数で ●すれ違うときは距離を取る ●予約制を利用してゆったりと ●狭い部屋での長居は無用 ●歌や応援は十分な距離を保つかオンラインで
食事	<ul style="list-style-type: none"> ●持ち帰りや出前・デリバリーも利用 ●屋外空間で気持ちよく ●大皿は避けて、料理は個々に ●対面ではなく横並びで座る ●料理に集中、おしゃべりは控えめに ●お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける
公共交通機関の 利用	<ul style="list-style-type: none"> ●会話は控えめに ●混んでいる時間帯は避ける ●徒歩や自転車利用も併用する
冠婚葬祭などの 親族行事	<ul style="list-style-type: none"> ●多人数での会食は避ける ●発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務を行う
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 対面での打ち合わせはマスクを着用し、換気を行う
- 名刺交換・会議はオンラインも利用

一部の公共施設を再開しました

これまで閉鎖していた公共施設の一部を、次のとおり感染予防対策を講じた上で、5月20日に再開しました。

◎主な感染予防対策

- 消毒液の設置 ●こまめな換気 ●県外の人利用自粛のお願い ●利用者へのお願い(マスクの着用・手洗い・手指の消毒)
- 「3つの密」の防止 ●風邪症状のある人の来館自粛のお願い ●着座位置の間隔保持

運動施設	●西野公園野球場・運動広場・庭球場 ●東野公園ソフトボール場・運動広場・ゲートボール場 ●亀山公園庭球場 ●関総合スポーツ公園(多目的グラウンド) ●観音山テニスコート
福祉施設	●総合保健福祉センター「あいあい」(大会議室・栄養指導室・生きがい工作室) ●老人福祉センター
文化施設等	●関の山車会館(市民への貸館のみ) ●市立図書館(学習室以外) ●各地区コミュニティセンター ●鈴鹿馬子倶楽部 ●関文化交流センター ●北部ふれあい交流センター ●市民協働センター「みらい」 ●木崎地区集会所 ●関町まちなみ文化センター ●林業総合センター ●勤労文化会館 ●亀山公園野外ステージ

※5月20日以降の公共施設の開閉状況は、市ホームページ等でご確認ください。

学校等で 6月1日に通常の教育活動と給食が再開されます

小・中学校、幼稚園、認定こども園(1号認定)では、5月20日から分散登校(園)を実施していましたが、6月1日から教育活動と給食を再開します。

小・中学校の夏休みは 8月1日(土)～23日(日)になります

今年の夏休みは8月1日(土)～23日(日)とし、1学期の給食は、小学校は7月31日(金)まで、中学校は7月28日(火)までとします。(2学期の給食は、ともに8月25日(火)に開始)

次の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談

1 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、
高熱等がある

相談



2 発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状がある
●学校や会社を休むなど、外出を控えましょう
●毎日、体温測定して記録しましょう

4日続いたら
相談

高齢者、妊婦、糖尿病や心不全等の持病がある人などは、
すぐ相談

◆帰国者・接触者相談センター(土・日曜日・祝日も対応)

三重県鈴鹿保健所 ☎059-382-8672

受付時間 午前9時～午後9時

三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199

受付時間 午後9時～翌朝9時

※症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

心配な症状が出たときの対応、一般的なお問い合わせについては、こちらへご相談ください。(受付時間:午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日も対応)

- 三重県医療保健部薬務感染症対策課 ☎059-224-2339
- 厚生労働省相談窓口 ☎0120-565-653 (フリーダイヤル)

◎市ホームページで
関連情報を
掲載しています。
最新情報を
ご確認ください。

